【規程番号　行法XI－002】

行吉学園情報ネットワーク管理・運用規程

（目　的）

第１条　この規程は、行吉学園情報ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）の適正かつ円滑な管理・運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（ネットワーク設置の目的）

第２条　ネットワークは、本学園における教育・研究及びこれらの関係業務の推進を図るため設置する。

（ネットワークの管理・運用組織）

第３条　ネットワークの管理・運用は、総務企画部情報センター（以下「情報センター」という。）が行う。

（利用資格）

第４条　ネットワークを利用できる者は、次のいずれかに該当する者とし、該当しなくなった場合は資格を失うものとする。

(1) 本学園専任教職員及び非常勤教職員

(2) 本学園の学生

(3) その他情報センターが特に必要と認めた者

（接続条件）

第５条　ネットワークに接続するコンピュータは、情報センターが設定する検疫条件を満たす物でなければならない。なお、検疫を適用できないその他情報端末は、情報センターにより危険が無いことを確認の上接続を許可する。

（禁止事項）

第６条　ネットワークを利用する者は、次の各号の行為を行ってはならない。

(1) 本学園のシステムに重大な損害または不利益を与える行為。

(2) 法令に違反し、または公序良俗に反する行為。

(3) 第三者に損害又は不利益を与える行為。

(4) 第三者を誹謗中傷する行為。

(5) 第２条のネットワーク設置の目的以外の利用（給与等）

（責任の所在）

第７条　ネットワーク利用にあたり、その責任は利用者本人が負うものとする。

２　本学園は、ネットワークの遅延若しくは中断又はネットワーク上の情報の消失等が発生し、その結果、利用者又は第三者が被った損害について、一切の責任を負わない。

（情報センター課長の調査等）

第８条　情報センター課長は、ネットワーク管理に重大な疑義が生じたときは、これを調査することができる。

２　情報センター課長は、ネットワークに重大な障害をもたらす恐れがあり、かつ緊急を要する場合には、ネットワークの遮断等必要な措置をとることができる。

３　前各項の調査及び措置を行ったときには、総務企画部長及び理事長、学長に速やかに報告する。

（違反行為に対する処置）

第９条　情報センター課長は、利用者が第６条の禁止事項に違反したときは次の各号の処置をとることができる。

(1) 利用者がネットワークに登録した情報について、利用者へ事前に通知することなく削除すること。

(2) 利用資格の取り消し、利用資格の停止など。

２　利用者が第三者に損害を与え、学園が損害賠償を請求されたとき、学園は当該利用者に損害賠償を請求することができる。

（その他必要事項）

第 10 条　この規程に定めるもののほか、ネットワーク利用上必要な事項については、総務企画部長が情報センター課長の意見を聞いて定めることができる。

（規程の改廃）

第 11 条　この規程の改廃は、常任理事会の議を経て理事長が決定する。

附　則

この規程は、平成 22 年 10 月 1 日より施行する。

附　則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日より施行する。（事務組織名称の変更）